

# 要介護度の認定申請についてのQ&A

## Q1 費用は、かかりますか？

区役所・地区健康福祉ステーションの申請・認定、介護認定審査会の判定の費用負担はありません。医師が主治医意見書を作成するための診察代は負担となります。また、ケアマネジャーなどに申請代行を依頼した場合に手数料が発生する場合があります。

## Q2 認定される前に公的介護保険サービスを利用したいのですが、利用できますか？

認定・通知される前に公的介護保険サービスを利用することも可能です。要介護度の認定は申請日にさかのぼります。但し、認定調査を受けないと要介護度が判定されず認定されないため、公的介護保険サービスは適用されません。体調などの理由で公的介護保険サービスの利用を急ぐ場合は、申請後お早めに認定調査を受けてください。申請時に区役所・地区健康福祉ステーションの担当窓口にお伝え下さい。

詳しい内容や方法については区役所・地区健康福祉ステーションの担当窓口、ケアマネジャー、地域包括支援センターにまずはご相談ください。相談料は無料です。



※この広報誌は公的介護保険制度に関して解説しています

※この広報誌は本会ホームページからダウンロードできます

※かわさきのケアマネジャー（本会会員）の連絡先は本会ホームページをご覧ください

### ■川崎市介護支援専門員連絡会（川崎市ケアマネ連絡会）とは・・・

川崎市内のケアマネジャー、約500人で構成される任意団体です。

本会は川崎市、川崎市社会福祉協議会などさまざまな団体との連携や研修事業を通じてケアマネジャーの資質の向上を図っています。



「ケアマネ連絡会」マークは  
会員ケアマネジャーであることの証です

※本会ロゴマークは、左側はケアマネジャー頭文字「C」を、右側は地域包括支援センターの「支」がデザインされています

発行／平成25年3月

作成／川崎市介護支援専門員連絡会 広報部会

〒211-0053 川崎市中原区上小田中3-22-10 杉浦ビル3階

URL: <http://www.kawasaki-caremane.jp>

監修／川崎市

印刷／marutex

電話 044 (872) 8372

FAX 044 (872) 8374



※無断転載を禁ず